

平成30年度第1回千葉市健康づくり推進協議会議事録

1 日 時：平成30年7月2日（月）午後7時～午後8時20分

2 場 所：総合保健医療センター5階大会議室

3 出席者：（委員）

金子副会長、一戸委員、大濱委員、岡部委員、小川委員、金親委員、川島委員、藏屋委員、小泉委員、河野委員、斉藤委員、坂口委員、澤田委員、志村委員、杉崎委員、砂長谷委員、関根委員、中村（貢）委員、中村（龍）委員、菱木委員、日向委員、藤田（興）委員、藤田（孝）委員、宮崎委員、村山委員、森委員、渡邊（茂）委員、渡邊（智）委員

（事務局）

小早川保健福祉局長、山口保健福祉局次長、今泉健康部長、鳩川高齢障害部長、佐々木こども未来部長、西村健康部技監兼保健所次長、大塚保健所長、白井保健福祉総務課長、前嶋保健福祉総務課保健師活動推進担当課長、石川地域包括ケア推進課長、鈴木健康企画課長、阿部健康支援課長、田中健康保険課長補佐、南高齢福祉課長、松本精神保健福祉課長、内山こども企画課長、千葉幼保運営課保育所指導担当課長、山根美浜保健福祉センター健康課長、古山保健体育課長、三橋健康支援課長補佐

4 議 題

- （1）健やか未来都市ちばプランの中間評価・見直しについて
- （2）食育推進部会の取り組みについて
- （3）千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）について
- （4）その他

5 議事の概要

- （1）健やか未来都市ちばプランの中間評価・見直しについて

事務局より、健やか未来都市ちばプランの中間評価・見直しについて報告があった。

(2) 食育推進部会の取り組みについて

渡邊（智）部会長より、食育推進部会の取り組みについて報告があった。

(3) 千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）について

事務局より千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方について諮問を行い、原案のとおり適当と認められた。

6 会議経過

午後7時0分開会

（三橋健康支援課長補佐）大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から平成30年度第1回千葉市健康づくり推進協議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、健康支援課課長補佐の三橋でございます。よろしくお願いいたします。

本会議の開催につきまして、千葉市健康づくり推進協議会設置条例第5条第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は委員総数31人のうち、28人の委員の方にご出席いただいておりますので、会議は成立となります。

なお、千葉市情報公開条例の規定によりまして、千葉市の審議会等の会議は原則公開となっております。本会議につきましても公開での開催とさせていただきます。また議事録につきましても、会長の承認による確定後、インターネット等で公開いたしますので、予めお知らせいたします。

それでは、会議に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。まず、「次第」「席次表」「委員名簿」「事務局名簿」「資料1・健やか未来都市ちばプラン 中間評価・見直し」「資料2・食育推進部会の取り組み」「資料3・千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」でございます。

そのほかといたしまして、「千葉市健康づくり推進協議会設置条例及び検討体制」「健やか未来都市ちばプラン中間評価・見直し報告書概要版」「千葉市情報公開条例施行規則（抜粋）」です。

また、参考資料といたしまして、「参考資料1・受動喫煙に関する各種データ」「参考資料2・市民の受動喫煙に関する意識調査」「参考資料3・飲食店の受動喫煙対策に関する実態調査」「参考資料4・健康増進法の一部を改正する法律案概要」「参考資料5・東京都受動喫煙防止条例について」「参考資料6・千葉市子どもを守る禁煙

外来治療費助成事業のご案内」です。

お手元の資料に不足などありましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、保健福祉局長の小早川より、ご挨拶を申し上げます。

(小早川保健福祉局長) 皆さま、こんばんは。保健福祉局長の小早川でございます。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、また、日頃より本市の保健衛生行政はもとより市政各般にわたりご支援とご理解を賜り、心よりお礼を申し上げます。

さて、本市におきましては疾病の発症予防、重症化予防に重点をおいた健康づくりと、親と子が健やかに暮らせる社会づくりなどを、総合的、効果的に推進するため、市民や行政、関係機関、団体などが一体となって取り組むための行動計画として、健やか未来都市ちばプランを策定し、推進しているところでございます。

本日の議題でございますが、まず昨年度、計画の中間年として、計画の進捗状況を評価し、健康目標を含めた内容の見直しによるご審議をいただき、今後の健康目標達成に向けた報告書を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

また、本協議会の部会の一つである「食育推進部会」から、平成30年度の報告、そして、昨年度の協議会でもご意見をいただいております受動喫煙防止につきまして、仮称ではございますが、千葉市受動喫煙の防止に関する条例に関しまして、諮問を予定しております。

どうか委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたり、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

(三橋健康支援課長補佐) 続きまして、新たに委嘱された委員をご紹介します。

はじめに、原口委員に代わりまして、千葉市地域産業保健センター、コーディネーター、森委員でございます。

続きまして、若菜委員に代わりまして、千葉市小中学校長学校運営協議会、千葉市立新宿小学校校長、藤田(孝)委員でございます。

その他の委員につきましては、恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご確認いただき、紹介は省略させていただきます。

なお、一般社団法人千葉市医師会 入江委員、公益社団法人千葉市幼稚園協会 岸委員、千葉大学大学院医学研究院 羽田委員につきましては、本日欠席とのご連絡が

入っております。

以上でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

さきほど、挨拶いたしました、保健福祉局長の小早川でございます。

次に、保健福祉局次長の山口でございます。

次に、健康部長の今泉でございます。

次に、高齢障害部長の鳩川でございます。

次に、こども未来部長の佐々木でございます。

次に、健康部技監兼保健所次長の西村でございます。

次に、保健所長の大塚でございます。

その他の職員につきましては、お手元の「事務局名簿」にてご確認をいただき、紹介は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議に入らせていただきます。金子副会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

午後 7 時 1 9 分 開議

(金子副会長) こんばんは。金子です。本日は、お暑い中、本協議会にご参加ありがとうございます。

本来ですと、本協議会の会長である入江委員に議事を進行していただくところですが、本日欠席されております。千葉県健康づくり推進協議会設置条例第 4 条 4 項に基づき、副会長である私が進行させていただきます。議事のスムーズな進行につきまして、皆さまのご協力をお願いいたします。

さて、次の議題に入る前に、本協議会の議事録の署名人についてですが、副会長の署名によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(金子副会長) ご異議がないようですので、副会長の署名によることといたします。

議題 1 健やか未来都市ちばプランの中間評価・見直しについて

(金子副会長) それでは、議題の(1)「健やか未来都市ちばプランの中間評価・見直しについて」です。事務局から説明をお願いします。

(鈴木健康企画課長) 健康企画課長の鈴木でございます。座って説明をさせていた

できます。

資料1の「健やか未来都市ちばプラン中間評価・見直しについて（報告）」をご覧ください。まず、「1 健やか未来都市ちばプラン中間評価・見直し報告書の作成」についてでございます。平成29年度に中間評価見直しを行い、3月に皆さまに郵送させていただきましたとおり、報告書を作成しましたのでご報告いたします。お手元に、健やか未来都市ちばプラン中間評価・見直し報告書の概要版を配布させていただいております。新たに委嘱された委員の皆さまには、本編と概要版の両方をお配りしております。報告書作成にあたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

続きまして、「2 中間評価実施時に評価不能とした項目について」です。お手元の概要版の13ページをご覧くださいと思います。指標の「足腰に痛みのある高齢者の減少（人口千対）」につきまして、報告書作成後に国から中間値が示されましたので、この場でご報告いたします。男性が、ベースライン219に対し中間値は237、女性は、ベースライン270に対し中間値297と、男女とも増加しており、評価はいずれも「×」となっております。

続きまして、「3 今後のスケジュール」です。現在、健康日本21、第2次推進専門委員会において、中間評価報告書を作成しております。今年度、前半の夏頃に公表される予定です。その内容を受けて、必要があれば追加の見直しについて検討して参ります。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

（金子副会長） ありがとうございました。前回の協議会の中で、河野委員から「妊娠・出産について満足している人の割合が減っていること」について質問をいただいたと思います。このことについて、事務局からお答えいただけますか。

（阿部健康支援課長） 健康支援課、阿部と申します。よろしくお願いいたします。前回、平成29年11月に開催されました本協議会において、「妊娠・出産に満足している人の割合が減少しているが、それはどのような理由によるものか」というご質問があり、確認することとなっておりますので、ご説明をさせていただきます。

アンケート結果を確認しましたところ、「満足」と答えている人の声としては、「健康に生まれてきてくれた」「無事に出産できた」「母子同室で希望が叶った」等、無事に出産できたこと、お産について自身の希望が叶ったこと等が記載されておりました。「どちらともいえない」「満足していない」としている方の意見とし

ては、「立会や母乳育児について、自分の希望が叶わなかった」、また「早産」や「体調不良」について記載されておりました。

最近では、母親&父親学級などにおいて、主体的に妊娠、出産に臨めるよう情報提供していることもあり、妊婦さん自身が受け身ではなく、「このようなお産がしたい」と意識を高めている方が多くなっていることから、満足するレベル自体が上がってきたことも要因と考えております。

満足度の高いお産は、その後の積極的な育児態度へ関連することが研究で示されておりますので、今後も満足度が上昇するよう、妊娠期からの丁寧な関わりを展開していきたいと考えております。

以上になります。

(河野委員) どうもありがとうございます。

(金子副会長) ただいま、説明のありました「健やか未来都市ちばプラン中間評価・見直し」について、何かご意見がありますでしょうか。

特にありませんか。質問等がなければ、議題（１）を終わります。

議題２ 食育推進部会の取り組みについて

(金子副会長) それでは、議題の（２）「食育推進部会の取り組みについて」を部会長の渡邊（智）委員より説明をお願いいたします。

(渡邊（智）委員) 食育部会長の渡邊です。座って説明させていただきます。

資料２をご覧ください。「１ 計画策定にあたって」ですが、千葉県食育推進計画は、食育基本法第１８条第１項に基づくものです。

千葉県では、食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、市民、行政、関係団体等が連携して取り組むための行動計画として、平成２１年度に第１次計画となる千葉県食育推進計画を策定しております。現在は平成２６年度に策定した第２次千葉県食育推進計画を推進しております。計画期間は５年であり、今年度が最終年度となっていることから、千葉県では今年度中の第３次計画の策定を予定しているところです。

続いて、「２ これまでの取り組みの評価と課題」です。千葉県では、第３次計画の策定に向け、昨年度、食に関する実態調査等を実施し、千葉市の現状の把握、分析を行っています。食育推進部会では、これをもとに今年３月に第２次計画による各種事業の評価を行うとともに、第３次計画の骨子案等について検討を行いました。

まず、基本計画の評価ですが、数値目標の達成状況の評価を行い、これにより「食

育の関心の低下」「40～69歳女性の肥満の増加」「野菜の摂取量の不足」の3点が課題として明らかになっています。

さらに、健やか未来都市ちばプランの中間評価で重点項目となった食塩摂取量の減少についても、食育推進計画の中で併せて取り組む必要があるという結論になりました。

次に施策の取り組み状況ですが、5分野90事業において食育推進をしています。数値目標の達成状況としては、調整中の4指標を除き、「達成9」「改善12」「変化なし7」「悪化3」と概ね良好な結果となっております。

次期計画では、改善とされた項目につきましても取り組みを継続していく方向で調整してまいります。

さて、食育の推進には行政、地域や関係者が連携し取り組んでいるところです。ここで取り組みの一部として関係機関における食育推進の取り組みを紹介します。私どもの大学について少し紹介させていただきたいと思います。

本学は、千葉県立保健医療大学なので「保医大」と省略しております。その中で「保医大ごはんカフェ」という取り組みを行っています。学生が他の学生に対して、2か月に1度、学食で比較的簡単に作れる料理を提供しています。それは栄養バランスに配慮したメニューで、調理方法もリーフレットとして作成し、学生に配布しております。

こういった試みの一つを大学祭で、地域の高齢者、地域の親子等を対象に実施しました。この時は、カレーを上手にアレンジして食べてみようという企画を行いました。同じフロアに千葉市のヘルスマイトさんが野菜を計量するコーナーを出店してくださり、ヘルスマイトさんと本学の学生がコラボして、その教室での試みはとても好評でした。

また、これも当大学の授業ですが、食事と健康づくり活動として、千葉市内の5か所の団地に学生で組織する千葉食育応援隊だけではなく、当大学の理学療法の教員、医師、運動の先生、管理栄養士、歯科衛生士がチームとなり、20分程度それぞれの専門の、例えば栄養であれば食育、理学であればコグニサイズといった教室を開催しました。

地域の方には「すごく解りやすい」、そして学生も「地域の高齢者の理解ができた」と、とても良い状況でした。栄養チームは食事調査も行い、その時に気が付いたことは「高齢になるほど個人差が大きい」ということ、そして「ちょっとしたアドバイスだけでも、十分、食の改善に効果がある」ということが判りました。

続いて、左側の「3 食育推進の方向性」について説明いたします。第3次食育

計画では基本理念につきまして、第2次計画を継続し、資料に記載のとおり、子どもから大人まで、市民一人ひとりが食を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、心と体の健康と豊かな人間性を育むことといたしました。

基本目標は、国の第3次食育推進計画の5つの重点課題を踏まえ、見直しを行うこととし、健康に長生きするためには、地域や人の繋がりが大切だと言われていることから、千葉市のキーワードを「つながる食育」と決めました。そして「1 健康寿命の延伸につながる食育」「2 生産から食卓までつながる食育」「3 地域や関係者がつながる食育」といたしました。

食を通して、地域の繋がりをつくり、地域や関係者が更に繋がって、さまざまな食育の取組みが行われることで、健康寿命の延伸や子どもから高齢者まで生涯にわたる食育、次世代への食育に繋げていくという構図です。

なお、食育推進計画のキャッチフレーズ「おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね」は変更せず、継承して使用していくということといたしました。

次に、「4 各計画の計画期間について」を説明させていただきます。千葉市の食育推進計画は、国の基本計画より3年、策定期間がずれております。しかし、引き続き国・県の計画、市の健康増進計画である健やか未来都市ちばプランとの整合性を図りながら、現状どおり5年間の計画期間として策定し、国の新しい施策等を取り入れつつ推進していくことといたしました。

次に、「5 第3次千葉市食育推進計画の策定スケジュール」について説明させていただきます。資料に記載のとおり、現在は、第3次千葉市食育推進計画（仮称）ですが、計画書の素案作成を進めています。今年度中の計画策定、公表に向け、10月と来年1月の2回食育推進部会における審議を予定しています。

さて、食育基本法では、市の計画は、国、県の計画と十分整合性を図ることと規定されています。国の基本計画のコンセプトは、1次計画では周知、2次計画では周知と実践、3次計画では実践の輪を広めようとなっています。このため千葉市の計画策定にあたっては、このコンセプトを根幹に、今まで培ってきた食育の輪、つながりを更に広げていけるよう、総合的かつ計画的な食育の推進に向けて、食育推進部会の審議を行ってまいります。

以上で、食育推進部会の取り組みについての報告を終わります。

（金子副会長） ありがとうございます。ただいま説明のありました食育推進部会の取り組みについて、何かご意見やご質問はありますか。はい、金親委員、どうぞ。

(金親委員) 千葉市薬剤師会の金親と申します。非常に細かくいろいろなさっていることに対して敬意を表します。その中で、悪化したものがあったというのは、どんなものが悪化したのでしょうか。

(金子副会長) 事務局、どうぞ。

(阿部健康支援課長) はい。昨年度アンケート調査を実施しましたが、その中で食育という言葉そのものをご存知ないような方が、人数としては増えてしまった、という結果がありました。

また、肥満について、40代から60代の女性の肥満者の割合が、若干増えてしまったということがございました。

さらに、学校給食の関係で市内産、県内産の生産物を使うというところですけども、そこが予定よりも若干使用量が減ったという結果がございました。

以上になります。

(金親委員) 悪化の中の一つで、食に対する知識があまり無い方が多かったというのが、一番最初の説明だったように感じたんですけども、それでよろしいですか。

(金子副会長) いかがでしょうか。事務局どうぞ。

(阿部健康支援課長) いえ、食育の知識というよりも、食育に関心のある方の割合が減ったというところですよ。

(金親委員) ありがとうございます。食育に関心がないということは、これは困ったもので、食育に関心を持ってもらうための施策を何とかうまく作っていただかないと、せっかく努力されても効果が少ないのかなということをちょっと心配しました。ありがとうございます。

(金子副会長) 阿部健康支援課長、どうぞ。

(阿部健康支援課長) ご質問ありがとうございます。ちょうど計画を策定するところになりますので、啓発も含めて進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(金子副会長) 他はいかがでしょう。はい、藤田(興)委員、どうぞ。

(藤田(興)委員) 公募委員の藤田(興)でございます。さきほど、この食育推進部会について、第2次の食育推進計画概要版を入手したんですけども、ここに26年度から5年間の計画概要版がありまして、その中で食育施策の展開というのが1番から5番まであります。これは、このまま第3次計画についても、同じように施策の展開をしていくのですか。

それから、その中で4番目に、食の安全と安心に関する情報の提供とありますが、最近の話題で、よく週刊誌等で、食べちゃいけない食品の情報が毎週のように出て

いて、関心が高いです。やはり食の安全とか安心に関する情報というのは、非常に興味があるところで、心配な点でもあります。輸入品なんかで、食べちゃいけないものが結構あるらしいので、そういった具体的な情報の提供をいただけるような仕組みにさせていただきたいと感じました。以上です。

(金子副会長) 事務局いかがですか。阿部健康支援課長どうぞ。

(阿部健康支援課長) まず取り組みの展開ですけれども、昨年度のアンケート調査ですとか、各関係課、関係機関等で実施してきた取り組みについても振り返りを行いました。その振り返りの結果を含めまして、次期の計画に同様に進めていくものと、進め方について変更していくものなど、これから検討会や連絡会など開催しまして、検討して、決定していきたいと考えております。

今、ご意見をいただいた内容についても、また計画の中で、どのように反映できるか、検討していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(金子副会長) 藤田(興)委員、いかがですか。

(藤田(興)委員) はい、わかりました。よろしく願いいたします。

(金子副会長) ほかにございますか。砂長谷委員。

(砂長谷委員) 公募委員の砂長谷です。アンケート調査というのが、よく出てきていますけれども、これは5分野90事業の人たちのところへのアンケートだったのでしょうか。アンケートはどこに対してアンケートしているのですか。

(金子副会長) 事務局、阿部健康支援課長、どうぞ。

(阿部健康支援課長) はい、アンケート調査については、昨年市民の方へ無作為抽出で、郵送により実施したものになります。それから、あと一部、お子さんの関係がございまして、それについては、協力をしてくださる幼稚園に通っている、保護者にご協力をいただきました。

(金子副会長) 砂長谷委員、どうですか。

(砂長谷委員) はい、よくわかりました。食育施策の取り組み状況であった、5分野90事業の中身を教えていただければと思いました。

(金子副会長) 事務局、阿部健康支援課長、どうぞ。

(阿部健康支援課長) 事業の中身について、第2次計画の冊子を作成しておりますので、後ほどお渡ししたいと思います。

(砂長谷委員) よろしく願いいたします。

(金子副会長) よろしいですか。

(砂長谷委員) はい、ありがとうございました。

(金子副会長) 他にございますか。他にご質問がなければ、議題2を終わります。

議題3 千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）について

（金子副会長） それでは、議題（3）「千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）について」を行います。

本議題は、千葉市長から諮問の依頼を受けております。委員の机上に、依頼文の写しが置いてあります。事務局から説明後、審議し、答申したいと考えておりますので、委員の皆さま、どうぞよろしく願いいたします。

では、千葉市受動喫煙の防止に関する条例について、説明を事務局からお願いいたします。

（鈴木健康企画課長） はい、健康企画課長の鈴木と申します。座って説明させていただきます。

「資料3 千葉市受動喫煙防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方の概要」をご覧くださいと思います。

まず、左側の「1 現状整理」でございます。（1）受動喫煙の健康被害につきましては、表にあるとおり、肺がん他、記載の病気のリスクが、受動喫煙によって高まり、合計で年間約1万5千人が死亡しているとされております。また、受動喫煙による超過医療費は、3千億円以上と推計されております。

次に、（2）健康増進法の改正でございます。改正法成立後段階的に施行、2020年4月には全面施行を予定しているものでございまして、現在国会に審議されているところでございます。現行法では、受動喫煙対策は施設管理者の努力義務とされておりますが、望まない受動喫煙をなくす観点から、喫煙者や施設の管理権原者に、対策を罰則付きで義務付ける規制を導入するものとなっております。健康増進法改正案の主な内容につきましては、後程、説明させていただきます。

次に、（3）本市の状況でございます。まず、アの市民の意識等につきましてはです。市民アンケートにより、喫煙する人は減る一方で、受動喫煙の機会が多く、特に飲食店で多いという状況であります。（ア）で、成人の喫煙率は13.7%、受動喫煙を受ける場所としては、飲食店が約37%となっております。また（イ）飲食店における効果的な受動喫煙対策を、市民全体の約8割が、喫煙者にあっても約5割が望んでいるという結果になっております。

次に、イの飲食店の現状でございますけれども、調査やアンケートからは、本市では、小規模な飲食店が多く、受動喫煙対策が進んでいない状況でございます。（イ）にありますとおり、約3分の1が完全禁煙実施、約半分が何らかの対策をしている

ものの、(ウ)の表で客席面積100㎡以下の小規模店が、約92%を占めており、小規模店の約3分の2が従業員を雇用しておりますが、約45%が対策未実施、約19%が対策不要と考えていまして、大規模店と比べますと、受動喫煙対策が行われておらず、今後も対策について消極的であるという結果になっております。

また、(エ)未対策店舗では、客や売上げ減少を懸念する声、また、行政による統一的ルールの方策を望む声が、一定数ございました。

次に、ウの東京2020オリンピック・パラリンピック開催都市であることについて、近年の開催都市では屋内全面禁煙等、法律等で罰則を伴う受動喫煙対策を講じておりまして、IOCが唱えるスモークフリーへの取り組みは世界の潮流となっております。

次に、(4)たばこ規制が飲食店に与える影響についてです。WHO等の研究などでは規制が経営に影響がないという結論でございますし、国内自治体の調査等でも自主的に全面禁煙した店の中で96%が売上げが変わらないか増加、あるいは売上げ減は8%等、売上げが減った店は少ないことが示されております。

(5)の他都市の状況といたしましては、東京都は、人に着目した独自ルールを設けた条例を先月制定しております。

次は、「2 条例制定の必要性」となっておりますが、健康増進法改正案に触れたのちに、説明させていただきたいと思っております。

ここで、「参考資料4・健康増進法の一部を改正する法律案概要」をご覧くださいと思います。その1ページ目に改正の趣旨がございます。法改正における基本的な考え方、第1から第3というふうに記載されております。1つ目としましては、望まない受動喫煙をなくす、2つ目としまして、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮、3つ目としまして、施設の類型・場所ごとに対策を実施ということになっております。

資料3にもどります。「3 条例の基本的な考え方」の(1)健康増進法改正案の主な内容を説明させていただきます。

法改正案では、先程説明いたしました基本的な考え方に基づいて、施設の類型、場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととしております。その区分としましては、まず一つ目の区分としまして、①の学校、病院、児童福祉施設等、行政機関でございます。

次に、②飲食店やパチンコ店、ホテル等々、①以外の施設が該当する区分となります。大きくは、この二つでございますが、3つ目の区分といたしまして、③既存の特定飲食提供施設がございます。こちらは、飲食店のうち小規模で既存の飲食店

でございます。ここでいう小規模とは、この表の下の所にあります「※」のところ
で、「小規模とは、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下」という定義と
なっております。この既存特定飲食提供施設には、経過措置が設けられております。

次に、区分ごとの禁煙措置等の内容でございますが、表の「喫煙可否」の部分と
なります。①の区分の施設につきましては、原則、屋外屋内とも禁煙、敷地内禁煙
でございます。ただし、例外の所に記載がありますように、屋外で受動喫煙を防止
するために必要な措置がとられた場所での喫煙は可となっております。

次に、②の区分の施設についてですが、こちらは原則屋内禁煙でございます。た
だし、例外としまして、喫煙専用室、こちらは飲食不可でございますが、この設置
が可能、また加熱式たばこ専用の喫煙室、こちらは飲食可でございますが、この設
置が可能となっております。

加熱式たばこにつきましては、その煙にニコチン等の有害物質が含まれているこ
とは明らかである一方、現時点での科学的知見では、受動喫煙による健康影響は明
らかでないことから、当分の間加熱式たばこ専用の喫煙室内での喫煙も可となっ
ております。

次に③の既存特定飲食提供施設でございます。飲食店につきましては、基本的
には②の区分に該当し、原則屋内禁煙となるところでございますが、既存の飲食店
のうち、経営規模が小さい事業者が運営するものにつきましては、事業継続に配慮し、
経過処置として、標識の掲示をすれば喫煙可能となっております。

次に、その他の内容についてです。施設等の管理権原者等に対しましては、喫煙
できる場所への標識の掲示を義務付けるほか、20歳未満の客、従業員を喫煙でき
る室へ立ち入れさせないこと、とされております。

また罰則の適用につきましては、喫煙禁止場所において喫煙した場合や、喫煙禁
止場所に喫煙器具設備等を設置した場合、あるいは紛らわしい標識を掲示したり、
標識を汚損等した場合には、それぞれ記載の額の過料が科せられることとなっ
ております。

法の施行時期につきましては、2020年4月1日全面施行予定となっております。
なお、「*」で①に関する規制は2019年度中としておりますが、これは①
の区分の、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関、こちらについては先行して施
行される予定であり、併せてこれらの施設に係る標識の掲示義務や、罰則の適用が
一部発生してくるということでございます。

続きまして、「参考資料4・健康増進法の一部を改正する法律案概要」の2枚目、
「既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について」と書いてある部分をご覧いた

だきたいと思えます。

今回の法改正において、一番議論を呼んでいて、関心が高く持たれているのは、飲食店に係る規制の在り方であると考えているところでございます。法案では、先程少し説明いたしましたが、既存の飲食店のうち、経営規模が小さい事業者が運営するものに対して、事業継続への影響を考慮しまして、標識の掲示をすれば、喫煙可能となる経過措置が設けられております。今ご覧の資料の、右上に「範囲」となっておりますが、この経過措置の対象となる店舗は、全飲食店の約5.5割程度になると国において推計しております。約5.5割が、店の判断で喫煙可能となり得るということでございます。

これまでの事業者の努力により対策は進んできており、今回の法改正により更に進むものと思われませんが、真に望まない受動喫煙をなくすためには、もう少し踏み込んだ対策が必要ではないかということで、本市といたしましても検討を続けてきたところでございます。

資料3に戻っていただきまして、「2 条例制定の必要性」をご覧ください。

法改正後も、小規模かつ既存の飲食店は喫煙可能とする経過措置があるため、多くの飲食店で喫煙が可能となる状況のなか、喫煙できる場所は標識掲示されますので、客は受動喫煙のない店を選択できます。しかし、店で働く従業員は選択することが困難であるため、保護する必要がございます。

これにより、喫煙可能な店が減り、市民全体の受動喫煙を減少させることに繋がることから、市民の健康増進を図るため、法の改正に合わせ、市独自の規制を加えた条例を制定することで、より実効性のある受動喫煙対策を推進するものでございます。

次に、市条例で規定する独自基準案について、ご説明いたします。まず、「資料3」の3の(1)健康増進法改正案の主な内容の表の一番右の列に、市条例(独自基準)としてございます。(2)のアからウと記載した3か所の区分におきまして、市の独自基準を設けるということを示しております。その詳細な説明といたしましては、(2)市条例で規定する独自基準案、こちらをご覧ください。

まず、1つ目としましては、「ア 行政機関の責務」でございます。国、県及び市の事務処理を行う庁舎等は、行政手続き等を行う市民にとって他施設を選択する機会がないものであり、また民間施設の模範となるべき立場でございます。屋外であっても、喫煙可能な場所を設置しないよう努めるとするものでございます。

次に、「イ 飲食店への規制強化」でございます。受動喫煙にさらされる従業員の健康を守るため、従業員のいる既存特定飲食提供施設、小規模かつ既存の飲食店

につきましては、喫煙専用室等を設けない限り喫煙不可とします。これに違反した場合は、5万円の過料を科すことといたします。

ただし、社会通念を踏まえた現実に対応としまして、食事よりもお酒や接待が中心となるキャバレーやナイトクラブ等、風俗営業法に該当する施設につきましては、経過措置として、当面は努力義務といたしまして、それ以外の飲食店での禁煙が浸透するなどの段階で、規制を強化するものといたします。

資料の飲食店の規制のイメージ図をご覧ください。中ほどの、薄いグレー色のついたところが独自基準により規制のかかるところでございます。中小企業で、客席面積が100㎡以下である小規模かつ既存の飲食店のうち、従業員のいる部分ということになります。

また、その上の横に細長く薄いグレーの斜線で示している部分につきましては、当面は、努力義務とする風営法該当施設を示しております。

なお、小規模な飲食店であっても、新規のものにつきましては、法改正案の主な内容の表の②の区分に該当するため、喫煙専用室等を設けない限り、喫煙不可となります。

イメージ図の左斜め下、四角の囲みのところをご覧ください。条例による規制を行った場合、喫煙不可となる市内飲食店は、全体の約70%になるものと推計しております。「※」にございますが、努力義務となる風営法該当施設を除いた場合には66%と推計しております。

次に、その下の横長の図の既存特定飲食提供施設における、法及び条例による規制のイメージです。法改正案の内容に基づき既存特定飲食提供施設の取りうる選択肢といたしましては、左から「屋内禁煙にする」「専用室を設置して、そこでの喫煙を可とする」「加熱式たばこ専用室を設置し、加熱式たばこは飲食しながらの喫煙可能とする」「経過措置があることから標識掲示をして喫煙可能とする」これら4つのいずれかとなることと考えております。

本市の条例による規制は、一番右の「経過措置により喫煙可」となるところについて、「従業員がいる場合には、喫煙専用室等を設けない限り、喫煙不可」とするものでございます。

最後に、「ウ 20歳未満の者の保護強化」でございます。自ら受動喫煙を避けることが困難な20歳未満の者を守るため、保護者は監護する未成年者に受動喫煙を生じさせないように努めるものでございます。

説明は以上でございますが、説明で触れた資料以外に、参考資料1は受動喫煙に関する各種データです。こちらは、今説明しました、資料3の「1 現状整理」で

出てまいりました各種データの出展等を補足したものです。また、市民及び飲食店へのアンケート調査に関する資料としまして、参考資料2と参考資料3。また参考資料5としまして「東京都受動喫煙防止条例案について」という表題の東京都の資料を参考としてお配りさせていただいております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(金子副会長) ただいまの説明にありました、千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)について、なにかご意見はありますか。中村(貢)委員どうぞ。

(中村(貢)委員) 医師会の中村(貢)でございます。国の法律改正(案)よりも大変進んだ内容で、非常に評価できると思っております。小規模飲食店のことをかなり重点的にお話されましたが、小規模商店である八百屋とか、魚屋とか、そういう小さいところは、やはり喫煙室を設けなければいけないのでしょうか。

(金子副会長) 事務局いかがでしょうか。鈴木健康企画課長、どうぞ。

(鈴木健康企画課長) はい。区分としましては、①以外の区分は、プライベートな空間とか個人宅とか、そういったものを除いては②に該当いたします。原則屋内禁煙になり、専用室等の設置により喫煙可、一部例外として喫煙可となるということでございます。

(中村(貢)委員) 小さい商店などは、なかなか守るのか難しいと思います。この取り締まりはどうするのですか。これはどういうふうに具体的に行うのか。市の職員や警察の方がやるんですか。

(金子副会長) 事務局いかがでしょうか。鈴木健康企画課長、どうぞ。

(鈴木健康企画課長) 具体的な取り締まりの部分でございますけれども、例えば施設禁煙となる施設の中で喫煙があった場合には、まず施設権原者の方で中止を求めます。それでも改善が見られない場合には、市に通報があるというようなことが想定されております。その際に、市の方で改善を求めるということになります。通報の対応というのが出て参ります。そちらについては、実効性を確保するという面で、人力的な措置の要員の確保、市の職員の要員の確保も今後して参りますし、その都度の対応が確実にできるような体制を、今後整えていくことを考えております。

(中村(貢)委員) わかりました。市民の方が通報する場合もあるわけですね。それは市の窓口に通報するのですか。

(金子副会長) 事務局いかがでしょうか。はい、鈴木健康企画課長。

(鈴木健康企画課長) はい、現状では我々の部署のところで体制を作り、その通報を受ける形にして、市民の方から通報があった段階で対応していくと考えております。

(中村(貢)委員) ありがとうございます。

(金子副会長) 他にございますか。はい、岡部委員。

(岡部委員) 千葉県歯科衛生士会の岡部です。障害者施設に行くことがあるのですが、施設の職員の方ではなくて、利用者の方が喫煙されているというところを結構見かけます。その辺のところの対策というのは、どのようにとらえていく予定ですか。

(金子副会長) 事務局お願いします。はい、鈴木健康企画課長。

(鈴木健康企画課長) はい。法律に基づく対応としましては、この区分に応じた措置が必要になって参ります。その施設ごとの対応として、例えば①の施設であれば、屋内禁煙ですし、屋外にあっても今後、政令等で定めます受動喫煙を起こさないような措置が取られた場所でのみ喫煙可となって参ります。各個人の喫煙という部分に関しましても、施設ごとの対応された措置にそって行っていく。そういうことにすべきことだと考えております。

(岡部委員) 千葉市の課と課の連携を上手に図られまして、理解が進まない方の中で、喫煙されている方もいらっしゃると思います。ぜひ、課の連携をよろしく願いしたいと思います。

(金子副会長) 事務局いかがでしょうか。

(今泉健康部長) はい、ありがとうございます。市民の皆さまにも十分理解していただけるように、周知啓発に努めたいと思います。

(金子副会長) 他にございますか。はい、川島委員どうぞ。

(川島委員) 千葉市助産師会の川島と申します。市の条例、本当に踏み込んでいただいて、嬉しく思います。

特に、私の場合、飲食店というよりは、一番下の「ウ 20歳未満の方の保護強化」です。この中に乳児に関して特別な一文を加えることができないのかと思います。と言いますのが、日本は子どもが死なない国というので世界的に有名ですが、「1 現状整理」の(1)乳幼児突然死症候群は、ここを減らすことでしか、死亡を減らすことはできないというふうに言われています。この乳幼児突然死症候群も喫煙が一番悪いと言われています。20歳未満の中に入ると言われれば、確かに入るんですけども、乳幼児と20歳に近い方では、あまりにもちょっと差があるので、なんとか入れてもらえないか、検討の余地はないかと思っております。いかがでしょうか。

(金子副会長) いかがでしょうか。事務局、今泉健康部長、どうぞ。

(今泉健康部長) ご提案ありがとうございます。確かに乳児ですね、お腹の中にい

る間からも含めて、生まれる前後の 때가、非常に大切というのは理解しております。但し、条例の中では年齢に限ってということは規定しにくいところがございます。検討はいたしますが、条例の中でどのような形で乳児について特別に表記して規定していけるかという事は、課題とさせていただきたいと思っております。

また、乳児期が非常に大切だということは、承知しておりますので、今日、この後説明させていただきませんが、本年6月から実施しております「千葉市子どもを守る禁煙外来治療費の助成事業」を始めております。乳児を取りまく方々、ご家族たちの禁煙支援等もしております。そういうところにも力を入れて、できる限り生まれたすぐのところから、対策を強化していきたいと考えております。

(川島委員) 生まれてすぐ、というのもそうですけれども、妊娠中、周産期というように考えていただいて、お願いしたいと思っております。

(金子副会長) よろしいですか。他にありますか。はい、金親委員。

(金親委員) 弱者という意味ではですね、胎児とか、乳児とか一番弱いところにいるわけですよね。その人たちを保護しなければいけないのは、絶対だと思います。ある意味、それは喫煙者による児童虐待ですよね。そういう方面からも、好まざる喫煙をさせられるというのは、絶対許されない、というぐらいの意識で行って欲しいと思います。

(金子副会長) 今の内容は要望でよろしいですか。

(金親委員) 要望でいいです。

(金子副会長) はい。他にございますか。はい、藤田(孝)委員どうぞ。

(藤田(孝)委員) 千葉市小中学校長学校運営協議会の藤田です。私が勤務している新宿小学校というところは、駅の近くにある関係で、通勤通学の方が近隣をよく通ります。通りながらの路上喫煙が非常に多いです。毎朝、学校の周りを一周すると、歩道上にポイ捨てのたばこが30本、40本は軽く落ちています。路上喫煙について、学校施設の近隣は特に気を付けてほしい。路上喫煙は屋外になりますけれども、施設の関係ではないので、対象にはしていないのでしょうか。

(金子副会長) 事務局いかがでしょうか。事務局どうぞ。

(今泉健康部長) はい。ご指摘のとおり、今回は受動喫煙ということで、基本的には屋内での受動喫煙対策が中心になります。但し、市民アンケートの資料等もお配りしてありますが、やはり路上での受動喫煙に対しても、非常に苦しい思いをされているという声が、多く聞こえてまいります。路上喫煙になりますと、役所では環境局が担当しております。今回のこの受動喫煙対策をどうするかにあたって、環境局といろいろなところで協議をしております。屋内が吸えなくなると、屋外に出してし

まうのではないかという声が非常にあります。そこも含めていろいろ対策を考えたいと思っております。

(藤田(孝)委員) ありがとうございます。

(金子副会長) ほかにございますか。志村委員、どうぞ。

(志村委員) さきほどの20歳未満の保護強化のところの乳幼児のことでしたので、先にお話を伺いましたから、結構でございます。

(金子副会長) 他にございますか。無いようですね。ありがとうございました。

本件の受動喫煙対策は、平成29年10月13日に開催された地域・職域連携推進部会、平成29年11月7日に開催された第2回健康づくり推進協議会においても審議され、本協議会としても、「市受動喫煙防止条例の早期の制定が必要である」としました。千葉市長より諮問された事項を本協議会としても後押ししたいと思います。

議題3の「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)について」、原案のとおり、適当と認める旨を千葉市長に答申することといたします。

他に、ご質問はありますか。無ければ議題3は終わります。

議題4 その他

(金子副会長) 最後に、議題4「その他」ですが、各委員及び事務局から何かございますか。事務局どうぞ。

(阿部健康支援課長) 健康支援課から連絡をさせていただきます。

参考資料6です。今年度の6月から開始しました「千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成事業」について、ご紹介とご説明をさせていただきます。

こちらの資料の「1 対象者」というところをご覧ください。健康保険が適用される禁煙外来治療を希望する方で、①から④をすべて満たす方になります。①ですが、今回のこの禁煙外来治療費助成の対象は「妊婦と同居、または、15歳以下のお子さんと同居する市民の方」とさせていただいております。やはり受動喫煙は、特にたばこを吸う方と同居する妊婦さんや小さいお子さんについては、家族で行動を共にすることから、多くなります。自らの意志だけでは、受動喫煙を防ぐことが難しいということで、特にこの方たちに、今回は対象を絞らせていただいております。

次に、禁煙治療の健康保険適用条件の記載をしております。その上に大きな矢印が標準的な禁煙外来治療のスケジュールです。今回、この助成の対象にするのは、

この標準的なプログラムを終了した方とさせていただきます。助成額は、5回の外来治療に要した自己負担額の半額で、上限は1万円です。申請窓口は、各区の保健福祉センター健康課になります。

裏面をご覧ください。申請から助成までの流れを示してあります。

いつかは禁煙したいと思っけていても、なかなかその一歩を踏み出せない方も多いようです。ある調査で、奥さんの妊娠をきっかけに禁煙に結び付いた方というのは、意外と少なく、そのまま喫煙を継続している方が、かなり多いというようなデータもございました。

こういった制度をきっかけに禁煙を進めていければと考えております。皆さんのお知り合いの方で、対象になりそうな方がいらっしゃいましたら、ぜひお声掛けをいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(金子副会長)他に、何かございますか。金親委員、どうぞ。

(金親委員)金親です。これは、絶対成功させてほしいと思います。そのために、これを、どのようにして周知させるのか。例えば、産婦人科の先生にお願いする、病院、診療所にお願いする、あと学校の学童ですね。学校で子どもたちに話をしてもらうとか、いろんなメディアを使ってぜひ周知して、禁煙をしたいという意識を市民の皆さまに持ってもらう方法を真剣に考えていただきたいと思います。

(金子副会長)要望ということでよろしいですか。

(金親委員)要望です。

(金子副会長)他にございますか。はい、岡部委員。

(岡部委員)千葉県歯科衛生士会の岡部です。今、子ども食堂という看板とかを見るのですが、例えば、どのような団体が運営されているのか等、わからない事が多いです。例えば、栄養のこととか、一食の量のこととか、どのような献立を食べているのかとか、そのようなあたりのことというのは、千葉市では、どの程度把握されているのか、聞くことができれば、教えていただきたいと思います。

(金子副会長)いかがですか。事務局どうぞ。

(佐々木こども未来部長)こども未来部でございます。私どもこども未来部の中に、こども家庭支援課というところがございます。子ども食堂は、最近メディアや新聞で話題になっています。子ども食堂とは、さまざまな効果というのがあると考えていまして、孤食の防止ですとか、地域の方々の交流ですとか、高齢者の方の交流とか、そういった様々な効果があると考えています。

こども家庭支援課のホームページでは、市内で、どういった事業者があるかというところでリンクを貼ってあります。そちらの方をご覧ください。掲載するこ

とに了承していただいた事業所につきましては、ご覧をいただけます。以上でございます。

(金子副会長) 岡部委員、どうですか。

(岡部委員) 大丈夫です。

(金子副会長) よろしいですか。それでは、他にご意見ありますか。なければ、以上で、平成30年度第1回千葉県健康づくり推進協議会を終了いたします。長時間にわたり、ご苦労様でした。それでは、事務局に進行をお返しします。

(三橋健康支援課長補佐) 金子副会長、どうもありがとうございました。委員の皆さま、長時間にわたりまして、熱心な審議をありがとうございました。本日の会議はこれを持ちまして終了となります。改めまして、本日はどうもありがとうございました。

午後8時20分 散会

平成30年度第1回千葉県健康づくり推進協議会議事録を承認します。

署名人

印

自署または記名押印